

平成 27 年 10 月 13 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

総務部納税課の組織再編と職員の異動等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のおり質問する。

1 件名

総務部納税課の組織再編と職員の異動等について

2 質問の要旨

1. 納税課職員（再任用）小原芳則は公文書を間接的に改竄したことは間違いないか。この見解を是とするか、否とするか。是・非のいずれかのみで答弁せよ。
2. 鎌議第 1350 号答弁によれば、現段階では公文書改竄をした納税課 小原については異動を考えていないということであるが、鎌倉市役所の組織として、異動の必要性は無いという考えか。
3. マイナンバー導入にあたり要となる部署での問題の発覚にも関わらず、複数回にわたって重大な公文書の改竄をしたような職員が納税課に相応しい人材であるとなぜ市長は判断したのか。その理由は何か。（近隣市において情報漏洩が発端となり重大な殺人事件も発生している事実を重く鑑みよ）
4. マイナンバー制度導入にあたって公文書改竄を行った小原は職員として現時点において、市民の信頼に値する人物なのか。市民からの信託を受けた市長として如何か。
5. 納税課長は納税業務を預かる職務から小原が納税課に必要であるという考えをお持ちか。納税課長に実際に問うて答弁せよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 15 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問を実施する為）